

○上越教育大学職業紹介業務個人情報適正管理要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成31年3月22日

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学職業紹介業務取扱規程(平成16年規程第77号。以下「規程」という。)第10条の規定に基づき、上越教育大学(以下「本学」という。)における職業紹介業務に係る求職者の個人情報の適正な管理について必要な事項を定める。

(個人情報の取扱責任者)

- 2 本学に、求職者の個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずる者として、求職者の個人情報の取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、特命課長(就職支援担当)をもって充てる。

(個人情報の取扱者)

- 3 個人情報を取り扱う者(以下「取扱者」という。)は、規程第6条に規定する業務担当者とする。

(取扱者の教育等)

- 4 取扱責任者は、取扱者が公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、求職者の個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めることができるよう、講習会等への参加等適正な措置を講ずるものとする。

(個人情報の開示)

- 5 取扱者は、求職者の個人情報に関し本人から個人情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人の所有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

(個人情報の訂正)

- 6 取扱者は、前項の規定により開示を受けた者からその個人情報に訂正の請求があった場合において、その請求内容が正当と認めるときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

(苦情処理)

- 7 取扱責任者は、求職者の個人情報の取扱いに関し当該情報について本人から苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。